

別紙 『外壁赤外線調査基準』

・外壁赤外線調査基準については、下記のとおりに基づいて行うものとする。
なお、これにより難しい場合は発注者と協議するものとする。
※ 原則1棟につき4面を調査対象とする。

1) 機器の基準等

赤外線機器構成については次のとおりとする。

- ・最小検知温度差 : 0.1℃ (30℃黒体において)
- ・瞬時視野 : 2.0 mrad以下
- ・表示画素数 : 640×480 (有効画素数30万画素) 程度以上

2) 測定角度

水平角±30°、上下角±45°以内とする。

3) カメラの測定位置の選定

建物外壁とカメラ設定位置の距離は通常10～50mとするのがよいが、この範囲で撮影困難な場合は50m～200mの位置から望遠レンズまたはズームレンズを使用するか、あるいは5～10mの位置から広角レンズを使用して撮影する。

4) 壁面に汚れ、エフロレッセンス及び錆水等が付着し、浮きと誤認しやすい場合は、可視像による映像を併用して診断調査を行うことが望ましい。

5) 測定結果の記録

- ・建物の立図面上に撮影ごとの測定範囲と測定画NO. を記入する。

6) 測定データの分析・処理

- ・熱画像を記録した媒体を画像処理して、タイルまたはモルタルの浮部を抽出する。
- ・浮き面積と浮き率の算定
 - イ、区画ごとの浮き部分の面積を集積して調査対象部分の浮き面積を算出する。
 - ロ、調査対象面毎に調査面積、浮き面積及び浮き率を算出する。

$$\text{浮き率} = (\text{浮き面積} / \text{調査面積}) \times 100 (\%)$$

7) 調査結果のまとめについては下記の項目を整理し、報告書としてまとめ提出する。

- 1、建物概要
- 2、調査会社名、調査責任者、調査担当者名
- 3、調査実施日
- 4、調査測定範囲
- 5、浮き抽出図と熱画像
- 6、可視画像写真
- 7、測定概況写真